

## 輪島市週休 2 日モデル工事実施要領細則

### 1 総則

輪島市週休 2 日モデル工事実施要領(以下「要領」という。)の補足を定める。

### 2 費用

要領の 6 費用の項に規定する国の基準(補正等)(4 週 8 休)については、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 補正係数

##### ① 土木工事標準積算基準書

労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.06

##### ② 積算基準書(電気通信・機械編)

労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.06

##### ③ 積算基準書(港湾・漁港編)

労務費 1.05(※)

※ 港湾 5 職種は除く。港湾工事市場単価工種毎に設定する補正係数は、別紙 2 のとおり。

##### ④ 水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)

労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.06

##### ⑤ 下水道用設計標準歩掛表(日本下水道協会)

労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.06

##### ⑥ 土地改良事業等請負工事積算基準・治山林道必携

労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.06

##### ⑦ 公共建築工事積算基準

労務費 1.05

#### (2) 労務補正対象業種

別紙 1 参照

#### 附 則

この細則は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

### 労務補正対象業種一覧

○補正対象は、公共工事設計労務単価（51種）並びに電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工とし、それ以外の労務単価は補正の対象としない。

番号	職種名
1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手（特殊）
15	運転手（一般）
16	潜かん工
17	潜かん世話役
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋梁特殊工
23	橋梁塗装工
24	橋梁世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員（※）港湾5職種
27	普通船員（※）港湾5職種
28	潜水士（※）港湾5職種
29	潜水連絡員（※）港湾5職種
30	潜水送気員（※）港湾5職種

番号	職種名
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型枠工
34	大工
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工
50	交通誘導警備員A
51	交通誘導警備員B
52	電気通信技術者
53	電気通信技術員
54	機械設備据付工

## 港湾工事市場単価を適用する工事の労務費補正について

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定、標準市場単価に乘じ算出する。

労務費補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

○港湾 5 職種が含まれる工種の補正は行わない。

（電気防食取付、汚職防止膜（枠）設置・撤去等）

	工種	市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工（アスファルトマット設置）	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	補正しない
21	吸出し防止工（陸上施工）	補正しない
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	補正しない
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05